2 仙台市役所の取り組み

1 仙台市役所の環境マネジメントシステム

(1)環境マネジメントシステムの推進

仙台市役所は行政機関であると同時に、大規模な事業者・消費者として地域に大きな影響を及ぼす立場にあります。その社会的責任を果たすとともに、市民・事業者の取り組みを先導することを目的に、平成10年3月に独自の環境マネジメントシステム「仙台市環境率先行動計画」を策定し、本市自らの環境負荷の低減に取り組んできました。

また、平成11年に本庁舎・区役所等において政令指定都市としては初めてISO14001の認証を取得したのを皮切りに、環境局の2つの清掃工場及びガス局を加えた4つの認証を取得し、国際規格に沿った環境マネジメントシステムの運用も経験しました。平成18年度からは、この8年間で本市が培った経験を生かし、さらに効果的に環境負荷低減を進めるため、「仙台市環境率先行動計画」、「ISO14001」及び「仙台市地球温暖化対策実行計画」の3つの環境マネジメントシステムを集約した「新・仙台市環境行動計画」を新たに策定し、全庁で取り組みを進めてきました。

計画については適宜見直しを行っており、計画期間満了に伴い令和3年3月に計画を改定し、令和3年度からは、令和7年度までの5年間を計画期間とする「仙台市環境行動計画」を策定しました。その後、国の温室効果ガス排出削減目標の引き上げ等を踏まえ、計画期間の満了を待たずに、令和6年3月に本計画における二酸化炭素排出量の削減目標を引き上げるとともに、計画期間を令和12年度まで延長する改定を実施しました。

また、令和8年3月には中間評価の結果等を踏まえ、各般の取り組みを強化するなどの所要の見直しを行いました。

「仙台市環境行動計画」の概要

①計画の構成	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の過程を繰り返すPDCAサイクルを運用
②対象範囲	公の施設を含む全庁
③基本指針	・本市の事業実施に伴う環境負荷の最小化を図る ・本市の環境行動に関して説明責任を果たす ・人材を育てる ・市民・事業者と協働して環境負荷低減を図る
④計画の主な内容	
	環境負荷の低減 ・目標設定(全庁共通目標と各部署の業務に関連した独自目標) ・目標達成状況の評価(達成・非達成等の原因分析、改善の取り組みの実施) ・情報公開による透明性の確保 ・環境監査の実施 ・環境報告書による実施状況の公表

(2)「仙台市環境行動計画」の実績

「仙台市環境行動計画」では、「エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量」と「一般廃棄物排出量」について、令和12年度を目標年度とし、環境負荷の低減を推進しています。

令和7年度の「エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量」は基準年度である平成25年度比で15.6%減となりました。また、「一般廃棄物排出量」については、基準年度である令和元年度比で1.0%増となりました。

仙台市役所では、環境負荷の低減に向けた取り組みなどをまとめ、平成10年度から毎年度、「仙台市環境報告書」を作成し、本市ホームページで公開しています。

表3-201「仙台市環境行動計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）の実績

目標項目	目標	令和7年度実績値（基準年度比）
エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量	令和12年度において平成25年度比で55%以上削減	158,412t-CO_2※（▲15.6%）
一般廃棄物排出量	令和12年度において令和元年度比で16%以上削減	3,290t（+1.0%）

※基準年度である平成25年度と比較し純増である地下鉄東西線（平成27年度開業）の除外等により下表の排出量とは一致しない。

実績把握項目		令和7年度実績値
購入電力量（千kWh）		250,795
庁舎・施設からの二酸化炭素排出量※1（t-CO_2）（購入電力・都市ガス・プロパンガス・灯油・重油）		148,957
自動車燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量（t-CO_2）（自動車燃料のガソリン・軽油・CNG）		19,882
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）	二酸化炭素	121,498
	メタン	21
	一酸化二窒素	2,958
下水等の処理に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）	メタン	3,057
	一酸化二窒素	4,602
下水汚泥焼却に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）	メタン	3
	一酸化二窒素	13,856
麻酔（笑気ガス）の使用に伴う温室効果ガス排出量（t-CO_2）		7
ZEB化の実施状況（認証件数）※2		7
LED照明の導入状況（%）		26.9
電動車等の比率（%）		14.9
再生可能エネルギー等利用施設数		248
経済局・建設局ポンプ場、公園・広場等の清掃ごみ（t）		3,379
経済局・建設局ポンプ場、公園・広場等の清掃ごみのリサイクル率（%）		0.00
産業廃棄物排出量（単位別に集計）	t	15,891
	ℓ	24,654
	m^3	20,384
	個	416
PPC用紙の総量（t）		733
外注印刷物紙使用量の総量（t）		660
水道使用量（千m^3）		2,083

※1：庁舎・施設からの二酸化炭素排出量については契約している電気事業者別の排出係数を用いて算出している。（東北電力の場合:421g-CO_2/kWh）
※2：認証件数は累積値であり、新築・改築のほか、大規模改修によるものを含む。

対象品目		達成基準値（※1）	令和7年度実績値	【参考】評価（※2）
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99 %	99.7 %	達成基準値を上回った
コンクリート塊		99 %	99.7 %	達成基準値を上回った
建設発生木材	再資源化・縮減率	97 %	100 %	達成基準値を上回った
建設汚泥		95 %以上	95.5 %	達成基準値を上回った
建設混合廃棄物	排出率（建設廃棄物全体に対する割合）	3.0 %以下	0.3 %	達成基準値を上回った
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98 %以上	98.1 %	達成基準値を上回った
建設発生土	有効利用率	80 %以上	96.3 %	達成基準値を上回った

※1：「仙台市発注工事における建設副産物リサイクルガイドライン」に定める達成基準値
※2：同ガイドラインにおける評価

2 グリーン購入の推進

平成10年3月に策定した「仙台市環境率先行動計画（平成18年3月31日終了）」や、平成11年9月に認証取得したISO14001（平成18年3月認証登録終了）において、グリーン購入を重要な柱と位置付けてきましたが、平成13年4月1日より「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行となることを受け、より総合的かつ計画的なグリーン購入の推進を図るために、平成13年3月に「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」を制定しました。

平成21年3月には「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」を大幅に改定し、グリーン購入対象品目及びその基準については、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（グリーン購入法基本方針）」に準じることとし、また、グリーン購入対象品目以外の物品等の調達の指針も定め、さらなるグリーン購入の推進に努めています。